

乳幼児期
0～6歳

学童期
7～12歳

思春期
13～19歳

青年～中年期
20～39歳頃

中年～初老期
40～64歳頃

高齢期
65歳～

特定医療費（指定難病）助成制度

指定難病にかかっている方について、入院・通院にかかる医療費の自己負担を軽減します。また、障害者総合支援法に規定される障害福祉サービス等も対象になります。

対象

原則として「指定難病」と診断され、「重症度分類等」に照らして症状の程度が一定以上の場合に対象となります。

年齢の制限はありません。

対象疾病 難病情報センターホームページで確認できます。

てんかん発作が主症状の病気としては、結節性硬化症、レノックス・ガストー症候群、スタージ・ウェーバー症候群、限局性皮質異形成等があります。認定基準に該当するかどうかは主治医にご相談ください。

自己負担額

- 公的医療保険の自己負担額が2割(外来・入院)になります。
- 所得や病状によって、自己負担上限額が設定されます。
- 認定された指定難病及び当該指定難病に付随して発生する傷病に関する医療費が対象です。

階層区分	階層区分の基準 ()内の数字は夫婦ふたり世帯の場合における年収の目安		自己負担上限額(外来+入院) 患者負担割合:2割		
			一般	高額かつ長期	人工呼吸器等装着者
生活保護	—		0円	0円	0円
低所得I	市町村民税 非課税 (世帯)	本人年収 ～80万円	2,500円	2,500円	1,000円
低所得II		本人年収 80万円超～	5,000円	5,000円	
一般所得I	市町村民税 課税以上7.1万円未満 (約160万円～約370万円)		10,000円	5,000円	
一般所得II	市町村民税 7.1万円以上25.1万円未満 (約370万円～約810万円)		20,000円	10,000円	
上位所得	市町村民税25.1万円以上 (約810万円～)		30,000円	20,000円	
入院時の食費			全額自己負担		

※高額かつ長期:月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある者
(例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円を超える月が年間6回以上)

受診する医療機関等について

各都道府県又は政令指定都市の指定する難病指定医療機関
(病院・薬局・訪問看護ステーション)

申請先

住所地を管轄する保健所、中核市(長崎市、佐世保市)にお住いの方は県の国保・健康増進課へ申請してください。

医療機関で臨床調査個人票を記入してもらう必要があります。

有効期限

新規申請の場合、原則、保健所が申請を受け付けた日から次にくる9月30日までです。

<受付日>

- 窓口に持参した場合は、その持参日
- 郵送で送付した場合は、郵便局の消印日

